

D 1 - 1 9

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . D 1 - 2 - 0

鹿 交 企 第 7 1 号

令 和 5 年 3 月 2 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 企画指導係 TEL XXXXXXXXXX

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認の取扱いについて (通達)

道路交通法の一部を改正する法律 (令和4年法律第32号) 及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。) の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行される所、施行日以降、改正府令による改正後の道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。) 第1条の5第2項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認 (以下「確認」という。) の手続等について、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和5年4月1日から施行し、「原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認の取扱いについて (通達)」 (令和3年1月6日付け鹿交企第2号) は令和5年3月31日限り廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長 (以下「署長」という。) に対し、通知書 (別記第1号様式) により、車体の大きさの基準 (府令第1条の5第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。) に適合しない電動車椅子 (補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第528号) に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。) の購入に要した費用を身体障害者 (児) に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証 (別記第2号様式) を送付するものとする (市町村長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に署長に通知し、署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。)

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

署長は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、確認申請書（別記第3号様式）の提出があった場合に確認を行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて確認するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の可否を判断してもよい。

- (ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類（身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師、その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面等）
- (イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅、高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

審査の結果、確認証を交付しても支障がないと判断したときは、確認証に署長の公印を押印し、確認証番号及び交付年月日を付記の上、当該申請者に確認証を交付するものとする。この場合において、確認証番号は、交付する西暦年の下二桁と01から始まる二桁の一連番号との組合せにより表記すること（例えば、2023年の最初に交付する場合は「第2301号」となる。）。

なお、交付する際は、確認申請処理簿（別記第4号様式）に、交付月日、交付者、受領者氏名等所定の事項を記載するとともに、交付状況について決裁を受けること。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

署長は、利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を返納させるものとする。

なお、確認証の返納を受けた時は、確認証返納処理簿（別記第5号様式）に返納月日、返納者等を記載し、決裁を受けるとともに、交通課長等幹部立会いの下、確認証を裁断処理し、裁断状況を記載すること。

4 運用上の留意事項

- (1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 市町村長に対する確認証の送付，申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については，警察署交通課長専決とするので，留意すること。

(3) 従前，原動機を用いる身体障害者用の車椅子として，確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け，又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので，その旨留意すること。

5 関係簿冊の保管期間等

本通達に規定する簿冊は，警察署に備え付けること。

なお，各簿冊，保存期間は次のとおりとする。

(1) 通知書，確認証及び確認申請書 1年

(2) 確認申請処理簿 3年

(3) 確認証返納処理簿 1年

別記

第1号様式（1(1)関係）

通 知 書	
年 月 日	
警察署長 殿	
通知者	印
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。</p>	
記	
1 受給者	
住所	
氏名	
2 支給に係る身体障害者用の車の概要	
(1) 車の名称	
(2) 型式	
(3) 製品番号	
(4) 車の大きさ	
長さ	センチメートル
幅	センチメートル
高さ	センチメートル

- 備考
- 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。
 - 2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（1(1)関係）

7.5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、下記の利用者が次の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>	
	警察署長 印
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	身体障害者用の車の概要
(1)	車の名称
(2)	型式
(3)	製品番号
(4)	車の大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル
注意事項	
1	確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。
2	確認証を受けた身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

- 備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（1(2)関係）

<p>確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする身体障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	<p style="text-align: center;">大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

- 備考 1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

確認申請処理簿

決 裁				確認証番号 申請受理月日	申 請 者		利 用 者		交付月日 交付者	通知書受理日 通知者		確認証 受領者 氏名
					課長	代理	係長 主任	担当者		住 所 氏 名	住 所 氏 名	
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			
				月 日					月 日			

確認証返納処理簿

決 裁				返納月日	確認証の利用者等	裁断月日
課長	代理	係長主任	担当者			返納者
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	
				月 日	確認証番号	月 日
					利用者名	